3　第一項の表の第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

（保障措置検査員の条件）

第四条の十　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第三号において同じ。）において理科系統の学科を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

［二～四　略］

（報告の徴収）

第七条　製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

［2～12　略］

13　加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

［14～23　略］

24　試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

［25～37　略］

（身分を示す証明書）

第八条　法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第九条　原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。

3　第一項の表中第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

（保障措置検査員の条件）

第四条の十　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第三号において同じ。）において理科系統の学科を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第五項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

［二～四　同上］

（報告の徴収）

第七条　製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

［2～12　同上］

13　加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は第十二項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

［14～23　同上］

24　試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は第二十三項の報告書について、減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

［25～37　同上］

（身分を示す証明書）

第八条　法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第六項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第九条　原子力規制委員会は、法第六十八条第十一項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。